大阪市立大学大学院医学研究科研究支援プラットフォーム共同実験機器施設利用規程

（趣旨）

第１条　この規程は、大阪市立大学大学院医学研究科研究支援プラットフォーム共同実験機器施設（以下、「共同実験機器施設」という。）規程第２条の趣旨に基づき、共同実験機器施設及びその機器の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用登録）

第２条　共同実験機器施設を利用する者（以下、「利用者」という。）は、あらかじめ利用登録をしなければならない。

２　利用登録は、共同実験機器施設担当（以下、「ワーキング委員」という。）が代表して行うこととし、共同実験機器施設担当は利用者の利用について、責任を持つこととする。

（経費の負担）

第３条　共同実験機器施設の利用に伴う経費については、原則として利用者が負担することとし、利用者は別表に定める利用登録料、機器使用料、依頼業務料、消耗品料等を納入しなければならない。

（機器設備の操作）

第４条　共同実験機器施設の機器設備の初回利用、及び機器の操作に未熟な場合は学務課技術支援担当職員（以下、「担当職員」という。）の指示を受けることとする。

（厳守事項）

第５条　利用者は、次の事項を厳守しなければならない。

（１）秩序維持及び整理整頓に努めること。

（２）機器、備品等を持ち出さないこと。

（３）持ち込んだ機器は、実験終了後速やかに持ち帰る。実験が長期にわたる場合の機器の持ち込みや大型の機器の持ち込みに関しては、担当教職員の指示に従うこと。

（４）機器、実験室の設備等を使用するときは、それぞれ定められた事項を厳守し、操作方法等が不明確のまま使用しないこと。

（５）機器、設備等の破損事故等が生じた場合は、速やかに担当教職員に連絡すること。

（６）前号の破損事故等について、利用者の故意もしくは重大な過失によるものと認められる場合は、修理等経費を負担すること。

（７）動物の飼育及びラジオアイソトープ実験を行わないこと。

（８）電気、火気、水道、エアコン、戸締り等の安全に留意すること。

２　前項各号の事項に違反した場合、共同実験機器施設運営委員会委員長（以下、「委員長」という。）は、当該利用者の利用を禁止することができる。

（雑則）

第６条　この規程に定めるもののほか、共同実験機器施設の利用に関し必要な事項は、共同実験機器施設運営委員会委員長が別に定める。

（附則）

この規程は平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

（附則）

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。